

統一地方選挙

県議会議員一般選挙

投票日 **4月12日(日)**
告示日 **4月3日(金)**

町議会議員一般選挙

投票日 **4月26日(日)**
告示日 **4月21日(火)**

当日投票時間 **午前7時～午後8時**

“大切な一票ですのでみなさん投票しましょう”

※今回から県議会議員一般選挙の選挙区が変更になります。

⑩南第14区(桶川市・伊奈町)定数1 → ⑨南第13区(上尾市・伊奈町)定数3

●投票場所

投票区	投票所(所在地)	投票区域
第1投票区	あやめ会館 (小室2268-143)	下郷区のうち中島地域、綾瀬東区、綾瀬南区、綾瀬北区、栄南区
第2投票区	南小学校体育館 (栄4-1)	栄中央区、栄北区
第3投票区	南中学校体育館 (小室3001)	丸山区、下郷区(中島地域を除く)、大山区
第4投票区	小室小学校体育館 (小室7981)	志久区、南本区、北本区 (本町一、三丁目及び本上地域の一部を除く)
第5投票区	伊奈町役場 (小室9493)	中央区、小貝戸区、北本区のうち本町一、三丁目及び本上地域の一部
第6投票区	柴中福祉センター (小室9960-1)	柴中荻区、若榎区
第7投票区	小針中学校体育館 (学園2-207)	大針区、細田山区、学園中央区
第8投票区	小針小学校体育館 (寿2-80-1)	羽貫区
第9投票区	小針新宿集会所 (小針新宿450-1)	小針新宿区、光ヶ丘区、小針内宿区のうち寿一丁目
第10投票区	小針北小学校体育館 (内宿台5-214-1)	小針内宿区(寿一丁目を除く)

●選挙公報

選挙公報を新聞折込で配布します。このほか町内ニューシャトルの駅や公共施設に備え置きますのでご利用ください。



埼玉県のマスコット「コバトン」

◎「投票区域」は行政区名で表示しているため、お住まいの地域名とは異なる場合がありますので、有権者の皆様へ送付する入場券の「投票所名」をご確認のうえお越しく下さい。

●期日前(不在者)投票

選挙期日当日、外出等で投票することができない方のために、次のとおり期日前(不在者)投票の制度がありますのでご利用ください。

県議会議員一般選挙

◆投票期間

4月4日(土)～
4月11日(土)

◆投票場所 伊奈町役場北庁舎1階
期日前(不在者)投票所

◆投票時間

午前8時30分～午後8時

町議会議員一般選挙

◆投票期間

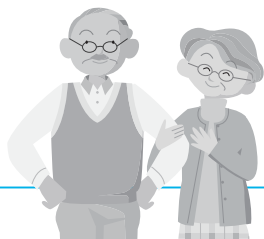
4月22日(水)～
4月25日(土)

◆投票場所 伊奈町役場北庁舎1階
期日前(不在者)投票所

◆投票時間

午前8時30分～午後8時

※選挙に関するお問い合わせは、町選挙管理委員会 ☎ 721-2111



介護保険料額が変わります

図 福祉課介護保険管理係 2124

第6期介護保険事業計画の策定に伴い、65歳以上の方の平成27～29年度までの介護保険料額が下表のとおり決定しました。平成26年度までの保険料段階設定よりも多段階化し、きめ細かく負担能力に応じた保険料の負担となります。なお、おもな変更点は次の2点です。

- ①保険料の基準額（第5段階）の額が変わりました。平成24～26年度の基準額（第4段階）は51,800円でしたが、52,200円となります。
- ②本人が市町村民税課税の方の保険料段階を細分化しました。（表中第6段階～第15段階）なお、町の介護保険給付費支払基金を取り崩すことにより、保険料の上昇抑制をしています。

介護保険制度では、介護サービスに要する費用の1割（一定以上所得のある方は2割）を利用者が負担し、残りの9割（同8割）が保険給付されます。平成27～29年度においては、65歳以上の方の保険料が、保険給付の22%を占める重要な財源となりますので、保険料の納付にご協力ください。

納め方と通知の時期

- ①すでに年金からの天引きが始まっている方…4月、6月の年金からも2月年金天引額と同額の保険料が天引きされます。
 - ②平成27年度介護保険料特別徴収（仮徴収）開始通知書が届いた方…お知らせした額で4月または、6月の年金から天引きが開始されます。
 - ③それ以外の方…7月に納付通知書を送付します。納期は7月末から来年2月末までの各月（8回）となります。また、年度途中で65歳に到達した方や町外から転入された方には、7月以降、随時納付通知書を送付します。
- ①と②の方にも7月に介護保険料特別徴収開始通知書を送付しますので、再度保険料額の確認をお願いします。

介護施設利用時の 居住費に係る 負担限度額が 変わります

特別養護老人ホーム等の多床室に入所またはショートステイを利用した際に必要となる居住費（滞在費）の負担限度額が次のとおり改定されます。

3月31日までの利用 1人1日320円

↓
4月1日以降の利用
1人1日370円

《注意》

- 町が発行した介護保険負担限度額認定証をお持ちの方の中には、多床室の負担限度額が1日320円と記載されていますが、4月1日以降は、370円と読み替えることとなります。
- 多床室利用（施設入所やショートステイ利用）に際して必要となる費用については、必ず利用施設へご確認ください。

図 福祉課介護保険管理係
2124

平成27～29年度の介護保険料額

※第5段階（基準額）の金額をもとに、所得や収入に応じた負担になるように、15段階の保険料に分かれています。

所得段階	対象となる方	基準額に対する負担割合	保険料年額(円)
第1段階	生活保護受給者または高齢福祉年金受給者であって、世帯全員が市町村民税非課税の方	0.50	26,100
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.68	35,400
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	39,100
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税であって、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	46,900
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税であって、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	52,200
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の方	1.10	57,400
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の方	1.20	62,600
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上140万円未満の方	1.25	65,200
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が140万円以上190万円未満の方	1.30	67,800
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上240万円未満の方	1.40	73,000
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が240万円以上290万円未満の方	1.50	78,300
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上350万円未満の方	1.55	80,900
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上400万円未満の方	1.60	83,500
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.70	88,700
第15段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	1.80	93,900

※合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。すべての所得を合わせたものが「合計所得」です。